

# 第1章 計画策定の趣旨

## I 計画策定の背景と趣旨

恵庭市は、平成23年に「恵庭市スポーツ振興基本計画」（以下「振興基本計画」という。）を策定し、市民一人ひとりがそれぞれのライフステージに応じてスポーツに親しむことができる「生涯スポーツ社会の実現」を目指し取り組んできました。

平成26年11月に「恵庭市スポーツ振興まちづくり条例」（以下「条例」という。）の制定及び「夢と健康を育むスポーツ都市宣言」（以下「宣言」という。）の決議がなされたことにより、これらを踏まえてスポーツを通じた健康で活力あるまちづくりに取り組む必要があること、また国の「スポーツ基本計画」の中で「地方スポーツ推進計画」の策定が示されたことから平成28年度を初年度とする10ヵ年の計画となります「恵庭市運動・スポーツ推進計画」（以下「計画」という。）を策定いたしました。同じく平成28年度が初年度となる市の最上位計画「第5期恵庭市総合計画」との整合性を図るとともに、これまでの振興基本計画に健康寿命の延伸に向けた取り組みなどを融合し、さらに市の関係部署の計画との整合性も図りながら、条例及び宣言を踏まえた「スポーツによるまちづくり」に向けた基本理念、基本的な考え方とそれらを実現するための施策などを明らかにするものとして、策定したものです。

### 1 運動やスポーツを取り巻く状況

#### (1) 国内における社会情勢の変化と運動やスポーツとの関係

##### ①生活環境の変化に伴う健康志向への対応

近年の生活環境の変化は、体力の低下や生活習慣病の増加をもたらすなど、私たちの健康に大きな影響を与えています。

誰もが健康で、明るく豊かな生活を望む中で、運動やスポーツを通じた健康・体力づくりに対する国民の意識やニーズが高まっており、こうしたことから国は「スポーツ基本計画」とともに「健康日本21（第2次）」を策定し、身体活動、運動及びスポーツを健康づくりの重要な取り組みとして、日常生活の中に取り入れられるよう推進しています。

活発な身体活動や適度な運動習慣は、生活習慣病の発症予防効果のほか、心の健康や生活の質、さらに近年ではロコモティブシンドローム<sup>(注)</sup>への対策や認知機能の向上などにも良い影響を与えることが、明らかになってきています。

子どもから高齢者まで、「いつでも、どこでも」気軽に運動やスポーツに親しむことのできる環境整備は重要な課題であることから、誰もが取り組みやすく、楽しみながら健康を維持できる運動やスポーツの各種事業の展開が求められています。

(注) ロコモティブシンドローム：運動器症候群。略称はロコモ。筋肉や骨、関節などといった運動器のいずれか、または複数に障害が起こり、「立つ」「歩く」といった移動機能が低下している状態のことで、進行すると介護が必要になるリスクが高くなる。

## ②子どもの運動やスポーツ機会の充実

生活の利便化や活動場所の制限による身体活動機会の減少と、成人に限らず子どもにも生活習慣病の増加が著しい現代社会において、子どもが毎日の暮らしの中で運動やスポーツを通じて心身の育成や健康の増進を図り、いきいきと安心して過ごせる地域社会の実現が望まれています。

幼児期からのさまざまな運動やスポーツの体験は、心身の健やかな成長の後押しとなり、生涯にわたって豊かなスポーツライフを築くための基盤となります。また、今後ますますの高齢化に伴い、高齢者になっても介護に頼らずにすむよう、子どもの頃から運動能力を培っておくことが大切です。



しかし、近年は子どもの体力や運動能力の低下が社会問題となっており、その背景として学校・地域・家庭において、運動やスポーツに親しむ機会や場所の減少が指摘されています。

学校体育の重要性に加え、親子でスポーツにふれあい親しむことのできる地域のスポーツ環境の整備や、各種事業などへの参加機会の充実を図る必要があります。

## ③高齢化に応じた施策の展開

長寿社会の今日、いくつになってもアクティブな高齢期を過ごすための身体活動の取り組みと、健康的なライフスタイルへの関心が高まっています。このため、運動やスポーツの役割はますます大きくなっていくものと考えられ、運動やスポーツを通じた健康的な活動が、高齢化に対する意識を変えることにつながるものと期待されています。

今後は、「競技志向」や「楽しみ志向」のためのプログラムだけでなく、運動やスポーツへの取り組みが、地域活動へ参加するきっかけにもつなが

るような、身近な運動やスポーツの環境づくりが必要となります。

#### ④地域社会における人と人とのつながり

核家族化や単身世帯の増加などのさまざまな社会情勢の変化に伴い、人間関係の希薄化が問題となってきています。人と接することなく買い物ができるようになった現代社会は便利になっ

た一方で、近所とのつながりは消えかけてきています。そうした中で、運動やスポーツは人と人とのつながりを生み出し、また楽しさなどを共有することができます。地域で運動やスポーツに何らかの形で参加することが、社会参加の場として新たな交流や連帯感を生み出すきっかけとなり、コミュニティづくりにつながることを期待されています。



## (2) 「運動・スポーツに関するアンケート調査」から

市では計画の中間見直しの参考とするため、市民の運動やスポーツに関する考え方やニーズなどについてのアンケート調査を実施しました。アンケート調査では条例の趣旨を踏まえ、健康状態などに関する設問を設定しています。

※アンケート調査に関する内容については、資料3「恵庭市運動・スポーツ推進計画中間見直しに係るアンケート一式（設問及び結果）」に掲載しています。

### ■集計結果のポイント

- ① 自身を健康である・どちらかと言えば健康であると感じている人の割合が80.5%であるのに対し、体力に自信があると感じている人の割合は47.9%でした。

参照：「問2①あなたは現在、ご自身の健康状態をどう思われていますか？」  
「問2②あなたは現在、ご自身の体力についてどう思われていますか？」

- ② 運動不足を感じている人の割合は77.0%でした。

参照：「問2③あなたは現在、運動不足を感じますか？」

- ③ 日頃から健康や体力維持のために心がけていることの回答のうち、「運動やスポーツをする」との回答数は全体の第7位、「できるだけ体を動かす」との回答数は全体の第9位でした。

参照：「問2④あなたは、日頃から健康や体力維持のために心がけていることはありますか？」

- ④ 運動やスポーツを行っている種目で一番多い回答は「ウォーキングや散歩など」となっており、次いで「ラジオ体操・ストレッチ体操など」「ランニング・ジョギング」となっています。また、利用場所の質問でも一番多い回答は「自宅」「公園」「道路・歩道」となっています。

参照：「問3 あなたは、学校の授業や職業として行ったものを除き、この1年間で行った健康のための運動やスポーツなどについて、あてはまるものを選んでください。」

「問5 ①あなたは、主にどこで運動やスポーツを行っていますか？」

- ⑤ 運動やスポーツを行っている人の活動頻度を見ると、週3日以上活動している人の割合が33.7%、週1～2回活動している人の割合が38.0%と高く、国の「第2期スポーツ基本計画」（週3回以上30%程度、週1回以上65%程度）や道の「第2期北海道スポーツ推進計画」（週1回以上65%以上）で設定している目標値を達成しています。

参照：「問4 ①あなたは、運動やスポーツ活動をどのくらいの頻度で行いましたか？」

- ⑥ 1年間に何らかの運動やスポーツをした人の割合は、79.6%でした。また、何もしなかった人のうち、したくてもできなかった人の割合は13.4%でしたが、できなかった理由として一番多い回答は「仕事や家事の忙しさ」が最も多く、次いで「加齢により体力に自信がない」「積極的になれない」などの回答となっています。

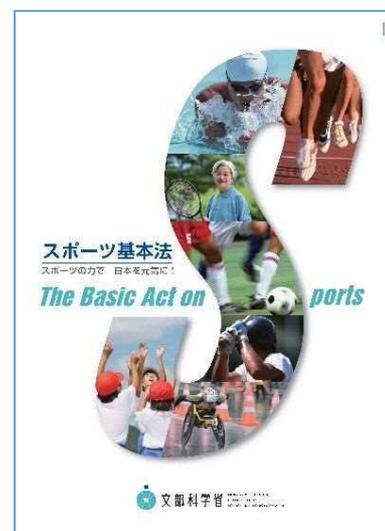
参照：「問7 ①あなたが運動やスポーツをしなかったのは、どのような理由からですか？」

「問7 ②あなたがしたくてもできなかったのは、どのような理由からですか？」

## 2 国や道の動向

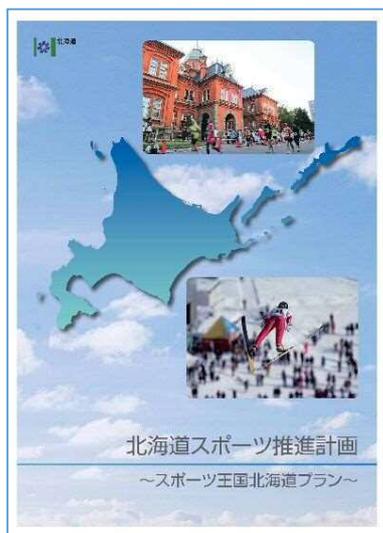
国では、平成22年に「人（する人、観る人、支える（育てる）人）の重視」「連携・協働」を基本的な考え方とする「スポーツ立国戦略」が策定され、翌年の平成23年8月には50年ぶりに「スポーツ振興法」が全面改正され「スポーツ基本法」が施行されました。

その前文には、スポーツは「世界共通の人類の文化である」「心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠である」などと明記されているほか、国や地方自治体の責務、スポーツ団体の努力、国をはじめとした関係者の相互の連携・協働、また国において「スポーツ基本計画」を定め



ること、地方公共団体においてはその「スポーツ基本計画」を参酌して、地方の実情に即したスポーツ推進計画の策定に努めることなどが明記されています。

平成24年3月、「スポーツ基本法」の理念を具体化し、今後の我が国のスポーツ施策の具体的な方向性を示すものとして、国、地方公共団体及びスポーツ団体等の関係者が一体となって施策を推進していくための重要な指針として「スポーツ基本計画」が策定されました。



そして平成27年10月には、文部科学省の外局として「スポーツ庁」が設置され、従来取り組んできたスポーツの推進に加えて、スポーツを通じた健康の保持増進や地域社会の再生、2021年東京オリンピック・パラリンピック大会の開催など、多数の府省に関連する施策が総合的に推進され、また、平成29年3月にスポーツ立国の実現をめざす上での重要な指針となる基本計画として「第2期スポーツ基本計画」が策定されました。

北海道においては、国の「スポーツ基本法」の制定と「第2期スポーツ基本計画」を踏まえ、「第2期北海道スポーツ推進計画」を平成30年3月に策定しています。

### 3 「恵庭市スポーツ振興まちづくり条例」の制定

「恵庭市スポーツ振興まちづくり条例」は、恵庭市議会の全議員からなる「恵庭市議会スポーツ振興議員連盟」が議員提案し、平成26年11月28日に制定されました。

条例には、その前文にある「スポーツによる健康の維持及び増進」、「地域コミュニティづくりとそのための環境整備」、「世代等を超えたスポーツ振興及びスポーツを活かした活力あるまちづくり」という基本理念を謳うとともに、市民誰もが「夢を抱き、生涯を明るく健康に過ごすこと」を目指したスポーツを活かしたまちづくりの推進を目的に掲げ、市や議員の責務、市民やスポーツ関連団体、事業者の役割についても明記されています。

### 4 「夢と健康を育むスポーツ都市宣言」の決議

条例の制定により、昭和60年に決議した「スポーツ都市宣言」は、「夢と健康を育むスポーツ都市宣言」へと改められ、平成26年11月28日に決議されました。

「花、水、緑のまち」に住む私たち恵庭市民は、スポーツを愛し、楽しみ、親しみ、元気なまちにすることをめざすと同時に、生涯にわたり健康で過ごすため、次の目標を掲げて、ここに「夢と健康を育むスポーツ都市」を宣言します。

1. すべての市民が生涯にわたりスポーツを楽しみ、スポーツに親しめる環境をつくり、健康でいきいきと暮らすためのたくましい心と身体を育みましょう。
1. すべての市民が、生涯にわたり進んでスポーツに参加（する・観る・応援する）し、人と人との和を大切にしたい思いや心と友情の輪を広げましょう。
1. すべての市民が、生涯にわたりスポーツを通じてこの美しい自然環境を感じ、子どもが健やかに育つ明るく豊かなまちづくりをすすめましょう。
1. すべての市民が生涯にわたりスポーツを愛し、争いのない平和な世界をめざしましょう。

## II 計画の視点

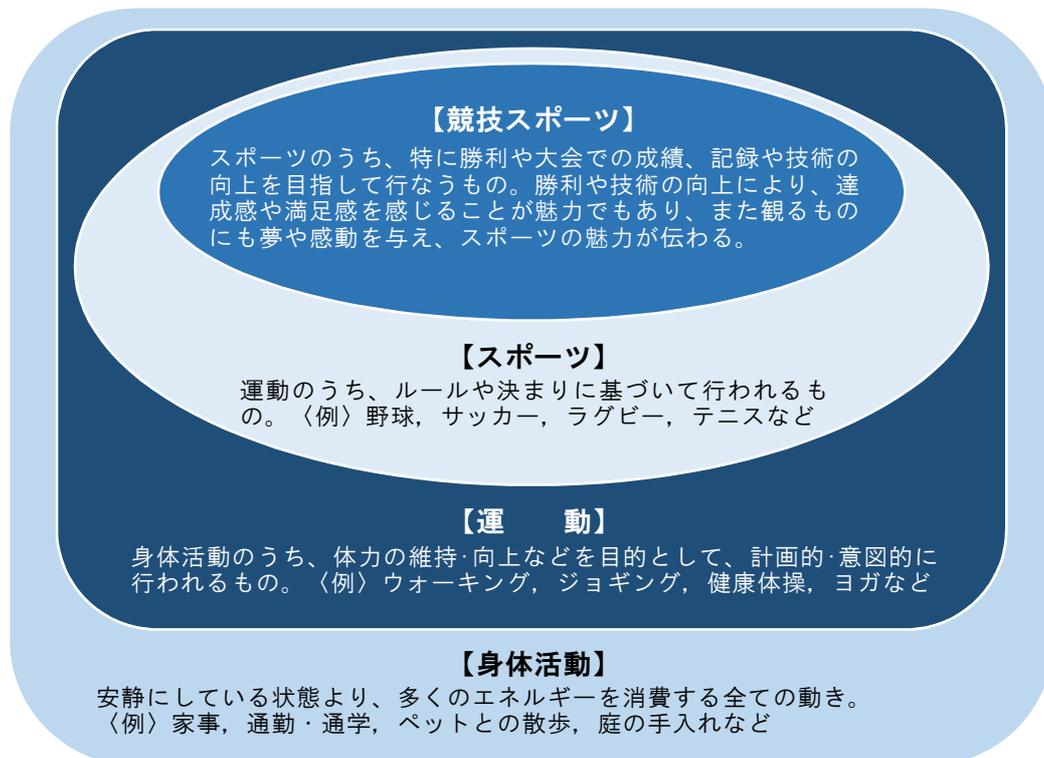
この計画では、これまでの「スポーツ」という言葉から、「運動やスポーツ」という幅の広い表現を使っています。

一般に「スポーツ」というと、ルールに基づき勝敗や記録を競う「競技スポーツ」と捉える人が多いのが現状のようですが、スポーツを多くの市民がより身近に感じ、「健康づくり」への意識を広げられるよう、スポーツの概念を広く捉えています。例えば、子どもの遊びや学校での体育、散歩や運動不足解消を目的に意識的に通勤手段を徒歩に替える、積極的に階段を利用する、毎朝必ずテレビの体操をするといったことなどもすべて含め、「運動やスポーツ」と表現することとしました。

また、介護予防や生活習慣病の改善などに関連した「運動の重要性」を共通の課題と捉え、異なる部署が相互連携を図り、市民の健康寿命の延伸に効果的な取り組みを推進します。「運動やスポーツ」は個人の健康で豊かな生活はもとより、コミュニティづくりや人と人をつなぐ機会を生み出し、豊かな人間関係の醸成にもつながります。

この計画では、「運動やスポーツ」を「する」「観る」「応援する」「支える」などの多様な活動を通じて、活力に満ちた恵庭のまちづくりを目指します。

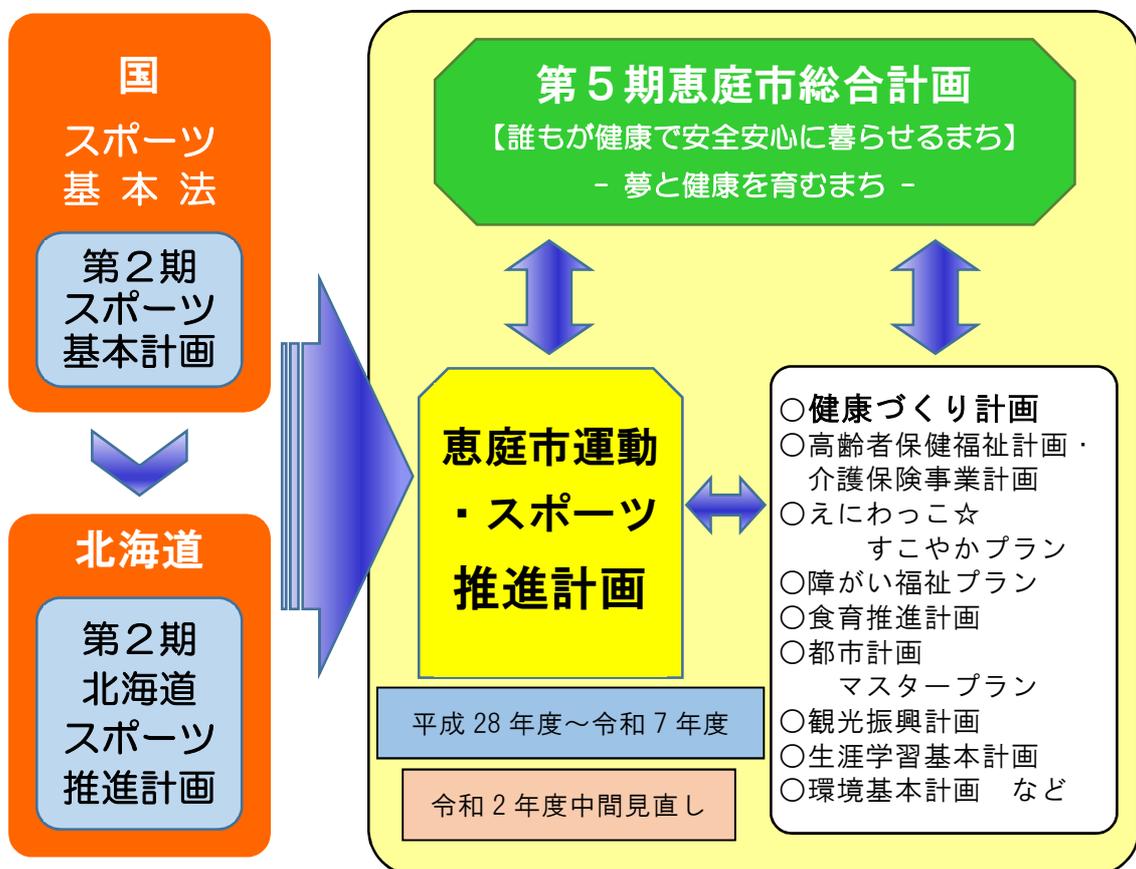
### ■ 身体活動・運動・スポーツ・競技スポーツの範囲 ■



### Ⅲ 計画の位置づけ

本計画は、国において平成29年3月に策定された「第2期スポーツ基本計画」及び北海道において平成30年3月に策定された「第2期北海道スポーツ推進計画」を参酌し、「恵庭市スポーツ振興まちづくり条例」及び「夢と健康を育むスポーツ都市宣言」を具現化し、その基本的な方向性を示すものです。

また、本計画は、第5期恵庭市総合計画の基本目標「Ⅱ. 誰もが健康で安全安心に暮らせるまち」の個別計画として、総合計画並びに恵庭市健康づくり計画などに、他の関連する計画との整合性を図りながら推進するものです。



## IV 計画の期間

計画期間は、平成28年度～令和7年度までの10年間とします。

なお、計画期間の中間年度（令和2年度）に、計画の見直しを行いました。

